

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：特別区人事・厚生事務組合

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.0%
全職員	94.2%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	105.1%
本庁課長補佐相当職	105.2%
本庁係長相当職	105.1%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	78.0%
31～35年	90.5%
26～30年	80.8%
21～25年	82.0%
16～20年	85.6%
11～15年	108.5%
6～10年	95.0%
1～5年	109.6%

#### 【説明欄】

本庁部局長・次長相当職は女性が不在のため、算出不可。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。